

登園証

日野市保育課

保育園、幼稚園は学校保健安全法に準じ、感染症対応を行います。下記の感染症と診断された際は、病気が治癒した後、受診された医療機関において「登園しても差し支えない」という診断が必要となります。医師の診断の後、登園が可能となります。

登園再開初日に保護者の方が登園証に記入し提出してください。

あて先： 保育園 園長

記入日： 年 月 日

歳児 組

園児氏名

1. 該当する感染症（感染症に○してください）

発症日： 年 月 日

感染症	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後4週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了してから
	麻疹 (はしか)	発症4日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	風しん (三日ばしか)	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
	水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんがかさぶたになってから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症1～2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好であること
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められてから
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	便中に菌が排泄されている間	症状が治まり、かつ、治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されること
	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められてから
	髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療開始後、24時間経過するまで	医師により感染の恐れがないと認められてから

2. 医療機関名

3. 医師により登園が許可された日

年 月 日より登園可

上記医療機関より該当する感染症について、症状が回復し集団生活に支障がないと診断されましたので、登園いたします。

保護者氏名

学校保健安全法について

保育園は学校保健安全法に準じ、感染症対応をします。第一種～第三種の感染症の出席停止期間については、感染症により停止期間や提出書類が異なるため園にお問い合わせください。

【学校感染症種類（第 18 条）】

第一種の 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がMERS コロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1 及び H7N9 であるものに限る） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種の 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、 百日咳 、 麻疹 、 流行性耳下腺炎 、 風しん 、 水痘 、 咽頭結膜熱 、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）、結核及び 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種の 感染症	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症 、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎 、 急性出血性結膜炎 その他の感染症

(1) 登園証が必要な感染症

登園証が必要な病気は、上記の【学校感染症種類】の中の枠で囲ったものになります。

(2) 診断されてから登園再開するまでの流れ

